

議員提出議案第4号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成26年3月11日

提出者 山田正弘

賛成者 上原しのぶ

〃 下村晴意

〃 角田晃一

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和46年11月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第67条中「質問」を「第65条（一般質問）第1項の規定による質問」に改め、「第59条（質疑の回数）及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前条（緊急質問等）第1項の規定による質問については、第59条（質疑の回数）及び第63条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

第79条の次に次の1条を加える。

（電子表決システムによる表決）

第79条の2 第73条第1項及び前条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。

2 議長は、前項の電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者に賛成のボタンを、問題を否とする者に反対のボタンを押させ、賛成のボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第100条の見出しを「（分科会等）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

第132条の次に次の2条を加える。

（表決の訂正）

第132条の2 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第132条の3 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委

員長の宣告に対し出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

別表全員協議会の項中「に加え」を削り、「議会運営委員会において」を「議長が」に、「決定された」を「決定した」に改め、「、理事者による専決処分の申入れ」を削り、「、あるいは」を「及び」に、「報告を」を「報告等を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。